令 和 ８ 年 度

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

三 田 市 監 査 委 員

（　公　印　省　略　）
三　監　第　４　６　号
令 和 8 年 10 月 20 日

三田市長　田　村　　克　也　　様

三田市監査委員　増　　田　　豊

同　　竹　本　　昌　弘

財政援助団体監査報告書の提出について

地方自治法第199条第７項の規定により財政援助団体に対する監査を実施しましたので、同条第９項及び第10項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和8年度 財政援助団体監査報告書

第１　監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第７項による監査）

第２　監査の対象

次に掲げる補助事業者に対する令和７年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助に係る所管部署を監査の対象としました。

１ 補助事業者　※「」は補助事業名

⑴ 三田市観光協会

「三田市観光振興事業補助金」

⑵ 三田まつり実行委員会

「三田まつり開催事業補助金」

２ 所管部署

産業振興部まちのブランド観光課

第３　監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的としました。

第４　重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

重要リスク	監査の着眼点
⑴ 補助金の交付に係る事務処理が適切になされないリスク	ア　補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。 イ　補助金の交付に係る交付決定、実績報告の審査及び確定通知等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 ウ　補助金の確定前交付が行われているものについて、その必要性が認められるか。 エ　補助事業者に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。
⑵ 補助事業者における事務処理が適切になされないリスク	ア　補助金の交付に係る交付申請、実績報告等の一連の事務処理は、適正に行われているか。 イ　所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算書及び決算諸表等は整合しているか。また、実績報告書は補助事業の実施内容、効果等が確認できるも

	のとなっているか。 ウ　補助事業者における事務処理が適正に行われるように内部統制が構築されているか。
⑶ 補助金が補助事業以外の事業等に流用されるリスク	ア　補助金が充当されている経費の領収書等の確認は適正に行われているか。 イ　補助金が充当されている経費の内容は補助事業の目的、内容等に照らして適正なものとなっているか。
⑷ 補助事業の公益性、必要性、有効性、公平性等が失われているリスク	ア　補助事業の内容に必要性、有効性、公平性等が認められるか。また、他の事業との重複、類似していないか。 イ　補助金等見直しガイドライン(平成28年５月 財政課）に照らして適正なものとなっているか。

第５　実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点から監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第６　監査の期間

令和８年５月１日から令和８年10月19日まで

第７　監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。

しかしながら、後述の指摘事項のとおり、一部において、改善等を要する事項がありました。

なお、指摘事項は、監査開始時点のものです。

(注)　文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

Ⅰ　三田市観光振興事業補助金

1　補助金の概要

⑴　補助事業の目的

三田の特色を活かした観光を目指して魅力ある観光事業を振興することを目的に、一般社団法人三田市観光協会が実施する観光事業に要する経費の全部又は一部を補助する。

⑵　補助対象者（補助事業者）

一般社団法人三田市観光協会

⑶　一般社団法人三田市観光協会の役員及び事業の状況

ア　役員等（令和８年３月３１日現在）

役職名	人数
会長	１名
副会長	３名
理事	１６名
監事	２名
顧問	２名
参与	１名
会計	１名

※会長・副会長を含む。

イ　事業内容

(ｱ)　観光事業の振興及び調査研究

(ｲ)　観光宣伝及び紹介並びに観光客の誘致

(ｳ)　観光資源の開発及び保存

(ｴ)　観光施設の計画及び促進

(ｵ)　各関係機関及び関係団体との連絡及び協調

(ｶ)　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

⑷　補助対象となる事業及び経費

ア　観光の活性化を図るための事業

(ｱ)　観光物産のキャンペーン経費

(ｲ)　観光促進イベントの開催経費

(ｳ)　各種イベント等への参画に係る経費

(ｴ)　その他観光振興に係る経費

イ　広告宣伝活動の推進に関する事業

(ｱ)　マルチメディアを活用した情報発信事業に係る経費

(ｲ)　情報誌への掲載経費

(ｳ)　その他観光促進に資する宣伝に係る経費

ウ　観光案内板等整備に関する事業

(ｱ)　観光案内板の設置、修繕に係る経費

(ｲ)　観光案内板周辺等の整備に係る経費

エ　（一社）三田市観光協会の組織強化を図る事業

(ｱ)　外部の専門人材を登用するために必要な人件費

⑸　補助金の支出状況（令和７年度実績）

（単位：円）

科目	金額	補助対象経費	補助対象外経費	備考
団体事業補助金 ア　観光の活性化を図るための事業 イ　広告宣伝活動の推進に関する事業	8,717,405 290,995	8,410,005 92,995	307,400 198,000	補助金控除収入(出店料、着ぐるみ使用料等) 505,400
団体補助金 エ　（一社）三田市観光協会の組織強化を図る事業	6,000,000	6,000,000	0	
合計	15,008,400	14,503,000	505,400	

⑹　補助事業者における取組の概要

ア　さんだ桜まつり２０２５

(ｱ)　開催日：令和７年３月３０日（日）～５月３１日（土）

※イベント開催（令和７年３月３０日）は令和６年度事業

(ｲ)　内容：①武庫川さくらと灯りのプロムナード

②さんだ観光ガイドと歩く「さくらと歴史をめぐるツアー」

③さんだ春のスタンプラリー

イ　さんだ秋の観光と味覚まつり

(ｱ)　開催日：令和７年１０月５日（日）

(ｲ)　内容：飲食・物販、体験コーナー、三田産規格外早生黒大豆枝豆詰め放題、ステージイベント、インスタグラム抽選会、三田牛が当たる!!大抽選会、大学生によるプラバンでキーホルダー＆しおり作り！、さんだノルディックウォーキングとのコラボ企画

(ｳ)　来場者数：約４，０００人

ウ　「さんだ桜まつり２０２６」の開催準備事業

(ｱ)　内容：令和８年４月４日（土）実施予定の開催準備

エ　ツーリズム振興事業

(ｱ)　内容：さんだ観光ガイドの運営

（三田まち歩き、三田まち博、三田ビール検定セミナー、講座（座学））

オ　キッピー関連事業

(ｱ)　内容：マスコットキャラクターの着ぐるみ・ぬいぐるみの貸し出し

２　指摘事項

⑴　補助事業者における源泉徴収について

所得税法第１８３条において「第２８条第１項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月１０日までに、これを国に納付しなければならない。」と規定されているところ、源泉徴収がされていない謝礼金の支出がありました。

所得税の源泉徴収については、法令等に従い適切に行うよう指導してください。

３　意見事項

三田市補助金等交付規則に基づく補助金交付の手続において、所管部署（まちのブランド観光課）が作成した確定前交付理由書における確定前交付理由の記載誤りや、同理由書に記載されている端数の扱いと実際の交付額との間で食い違いが生じていたものがありました。また、実績報告書添付の決算資料と補助事業者の決算書との間で不一致が生じていたものがありました。

補助事業者においても、振替伝票に承認者の承認印がないものがありました。

ついては、今後、これら手続書類の作成及び事務手続に正確・適正を期するよう留意してください。

併せて、補助事業の目的を達成するため、引き続き、三田市の観光振興及び地域活性化に資する効率的な事業展開を推進するよう努めてください。

Ⅱ　三田まつり開催事業補助金

1　補助金の概要

⑴　補助事業の目的

市民相互の交流と連携の輪を広げ、ふるさと意識の醸成を図ることを目的に実施される三田まつり開催に要する経費の全部又は一部を補助する。

⑵　補助対象者（補助事業者）

三田まつり実行委員会

⑶　三田まつり実行委員会の役員及び事務局

ア　役員等（令和８年３月３１日現在）

役職名	人数
会長	１名
委員長	１名
副委員長	１名
会計	１名
監査	２名

イ　事務局

補助事業者の事務局は、所管部署であるまちのブランド観光課内に置かれ、補助事業者が執行する補助事業に係る出納その他の事務については、同課職員が処理している。

⑷　補助対象となる事業

ア　三田まつり開催事業

⑸　補助対象となる経費

ア　三田まつり開催に要する経費

(ｱ)総務費

(ｲ)広告宣伝費

(ｳ)警備費

(ｴ)会場設営費

(ｵ)イベント費

(ｶ)花火費

⑹　補助金の支出状況（令和７年度実績）

ア　三田まつり開催に要する経費　（単位：円）

	金　額	補助対象経費	補助対象外経費	備　考
合　計	25,312,274	14,401,437	10,910,837	補助対象外経費：協賛金、売上金等を充てた経費

⑺　補助事業者における取組の概要

ア　第４６回三田まつり

(ｱ)　開催日：令和７年８月２日（土）

(ｲ)　開催場所：①郷の音会場（郷の音ホール駐車場、郷の音ホール館内及び周辺）
②市役所会場（市役所風の広場、市営駐車場）

(ｳ)　内容：①郷の音会場　ゆかたの着付け、写真撮影、出店、和の響き、市民総おどり、ナイトバブルショー
②市役所会場　出店、子ども縁日

(ｴ)　来場者数：約８０，０００人

２　指摘事項

⑴　補助事業に係る事務処理について

一部の契約において、「業務委託契約書」に規定されている書面の徴取がされていないものや、業務完了後に「検査調書」が作成されていないものがありました。

また、事務処理は、市の規則を準用して行われていますが、一部の処理において、専決区分の誤りがありました。

今後は、適切な事務処理を行うよう改善を図るとともに、事務処理にかかるチェック機能が働くような体制を整えるよう努めてください。

３　意見事項

三田まつりは、市民のまつりとして、市民相互の交流と連携の輪を広げるとともに、「わがまち三田」のふるさと意識の醸成を図っていくことを目的とされ、開催に要する経費の一部を、三田まつり開催事業補助金交付要綱に基づき、三田まつり実行委員会に補助されています。

これまでも協賛金や出店料等による収入増に努められてきたところですが、今後も補助金への依存割合が低減するよう、さらに取り組みを進めてください。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	1

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 20 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度財政援助団体監査
対象部署等	産業振興部まちのブランド観光課
補助事業名	三田市観光振興事業補助金
指摘事項	補助事業者における源泉徴収について 所得税法第１８３条において「第２８条第１項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月１０日までに、これを国に納付しなければならない。」と規定されているところ、源泉徴収がされていない謝礼金の支出がありました。 所得税の源泉徴収については、法令等に従い適切に行うよう指導してください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 22 日 改善措置通知
改善措置内容	所得税の源泉徴収については、法令等に従い適切に行うよう指導した。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	2

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 20 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度財政援助団体監査
対象部署等	産業振興部まちのブランド観光課
補助事業名	三田まつり開催事業補助金
指摘事項	補助事業に係る事務処理について 一部の契約において、「業務委託契約書」に規定されている書面の徴取がされていないものや、業務完了後に「検査調書」が作成されていないものがありました。 また、事務処理は、市の規則を準用して行われていますが、一部の処理において、専決区分の誤りがありました。 今後は、適切な事務処理を行うよう改善を図るとともに、事務処理にかかるチェック機能が働くような体制を整えるよう努めてください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 22 日 改善措置通知
改善措置内容	補助金団体に対して事務手続きについて次のとおり指導した。 また今後、同様の不備がないよう補助交付金側の監査・指導を徹底する。 1　業務委託契約書に規定する書面の徴取及び業務完了後の検査調書の作成について、契約書の規定に基づき確実に行うよう指導した。 2　専決区分の誤りについて、準用している市の規則に基づく専決区分を改めて確認させ、決裁区分を一覧にした資料を作成し、事務担当者間で共有するよう指導した。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。